

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託事業者評価基準

令和8年7月1日

(目的)

第1 カドマイスター企業展示会合同出展業務委託に関し、別に設置するカドマイスター企業展示会合同出展業務委託事業者選定委員会にて選定を行うため、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2 申請書類の審査及びプレゼンテーションの審査により、委託事業者を選定する。

(審査項目)

第3 第2に掲げた審査については、カドマイスター企業展示会合同出展業務委託事業者選定委員会にて行うこととする。

2 各項目5段階で評価することとし、提案内容に対して次の基準にて点数を付与するものとする。

- (1) 非常に優れているもの 4点
- (2) 優れているもの 3点
- (3) 多少不十分であるもの 2点
- (4) 不十分であるもの 1点
- (5) 該当なし 0点

3 各選定委員は、企画提案書の内容について、第5項に掲げる審査項目及びかけ率に基づき、提案者ごとに採点を行う。ただし、審査項目のうち「基本項目」については、庶務（産業振興課）が提案者から提出された企画提案書等により、あらかじめ点数を定めるものとする。

4 各選定委員の得点（「基本項目」の得点を含む）を平均したものを最終的な評価点とする（満点は100点）。

5 審査項目及びかけ率は次のとおりとする。

審査項目		内容	かけ率	配点
基本項目	①業務の実施体制	○業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担がされているか。 ○発注者との連絡調整が速やかに行え	1	4

		る体制となっているか。		
	②業務実施 スケジュール	○工程ごとに具体的な作業が明記され、効率的で実効性の高い提案がされているか。	1	4
	③展示会の 受注実績	○これまで受注した同様の案件の実績について、十分な成果を生み出しているか。	1	4

審査項目		内容	かけ 率	配点
企画提案項目	④出展ブースの装飾、レイアウト	○カドマイスター企業の技術力の高さや、「門真市=ものづくりのまち」としてのブランドイメージを効果的に表現できているデザインコンセプトであるか。 ○近年高度化の著しい自治体等のブースの意匠に対し、差別化を図るとともに、優位性を有するものであり、より多くの来場者を誘引するポテンシャルを有するデザイン、レイアウトであるか。 ○来場者がスムーズに目的の製品、技術を有する企業にアクセスでき、かつ快適に商談できるレイアウトとなっているか。	5	20
	⑤PRコンテンツの制作及び情報発信	【PRコンテンツの制作】 ○カドマイスター企業の技術力の高さや、「ものづくりのまち」としてのブランドイメージを効果的に表現できるものであるか。 ○制作したPRコンテンツが、展示会終了後においても、企業や本市が効果	5	20

		的に活用できるものであるか。 【情報発信】 ○使用する機器、数量、配置、運用方法等が集客や商談において効果的なものになっているか。		
	⑥広報	○SNS（X、YouTube、Instagram又はTikTok等）広告を効果的に活用し、川下企業等潜在的なターゲットに対し来場を促すための戦略、取組みとなっているか。 ○会期中、来場者に配付するパンフレットについて、ブースの案内のみならず、展示会終了後においても市内企業又は本市への引き合いを誘引する工夫がなされているか。 ○ノベルティについて、門真市のものづくりブランドを分かりやすく具現化したものであるか。	4	16
	⑦出展ブースへの集客	○来場者に足を止めて聞いてもらうための効果的な提案がなされているか。 ○来場者をブース内に引きこむための、効果的な提案がなされているか。	2	8
	⑧参加企業に対するフォロー	○展示会等への出展経験の少ない企業等を中心に、展示会におけるマッチング拡大に資する十分なフォロー体制が構築されているか。 ○受託事業者、参加企業間の連絡等をスムーズに実施できる体制となっているか。	1	4
	⑨フォローアップ調	○公金を使用し実施する事業であることに鑑み、事業のコストパフォーマンス	1	4

	査及び成果報告書	ンス、展示会実施による経済効果、参加企業が得た効果などを的確に捕捉するとともに、今後の事業の方向性などについて今後の事業実施においてフィードバックできる内容であるか。		
	⑩市内製品等の活用	○ブースで使用する備品等について市内中小企業者等が製造した製品を活用し、展示会において効果的にPRできているか。	2	8
	⑪その他応募者からの企画・提案等	○仕様書に定める事項以外において、独自の効果的な提案がなされているか。 ○仕様書 5. 業務内容(4)①に定める「集客・誘客に注力すること」について効果的な提案がなされているか。	2	8

(選定方法)

第4 第3の4の集計において最高評価点となった参加申込者を委託事業者として選定するものとする。なお、最高点の者が複数の場合は、次の順位で優位に評価するものとする。

- (1) 審査項目「④出展ブースの装飾、レイアウトに係る提案」における全委員の合計得点が高い者
- (2) 審査項目「⑤PR コンテンツの制作及び情報発信」における全委員の合計得点が高い者
- (3) 提案価格が低い者（内容評価の項目において、順位が決定しない場合）

(選定事業者の辞退等)

第5 第4において選定された委託事業者が辞退等で、委託を受けることがなくなった場合は、第3の4における評価点が次に高い業者を選定する。ただし、基準点に満たない場合は選定しないものとする。

2 参加申込者が1者のみの場合は、その事業者について審査を行い、評価点が基準点を超える場合は選定する。ただし、基準点に満たない場合は委託事業者として選定しないものとする。

3 基準点は 60 点とする。